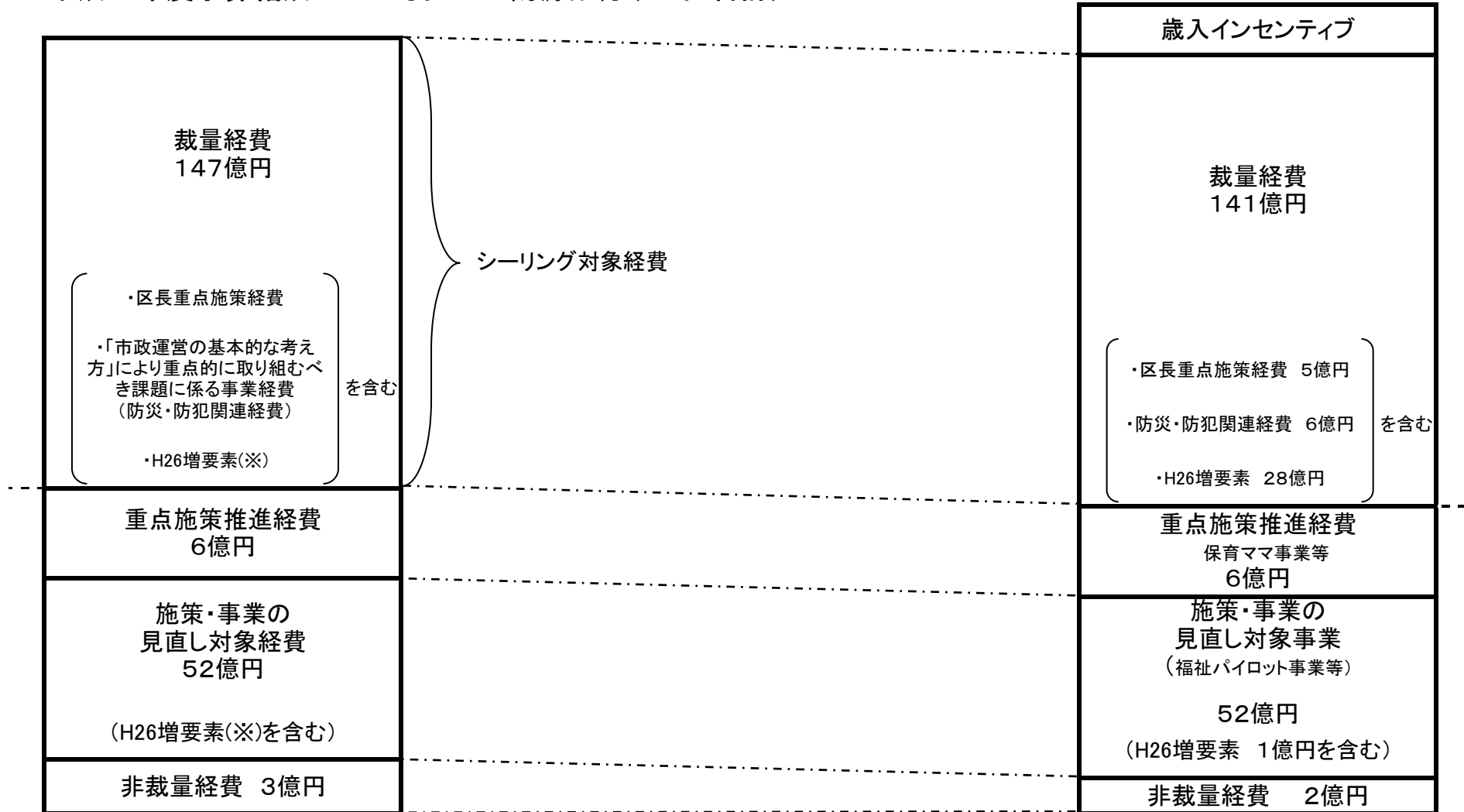


区関連予算にかかる財源配分の考え方について

基準財政需要額的な考え方による財源配分を原則とし、区長会議の意向も踏まえながら、より精度が高く区間調整も円滑に行える財源配分となるよう工夫した。

1 平成26年度予算編成にかかる区への財源配分(24区合計)



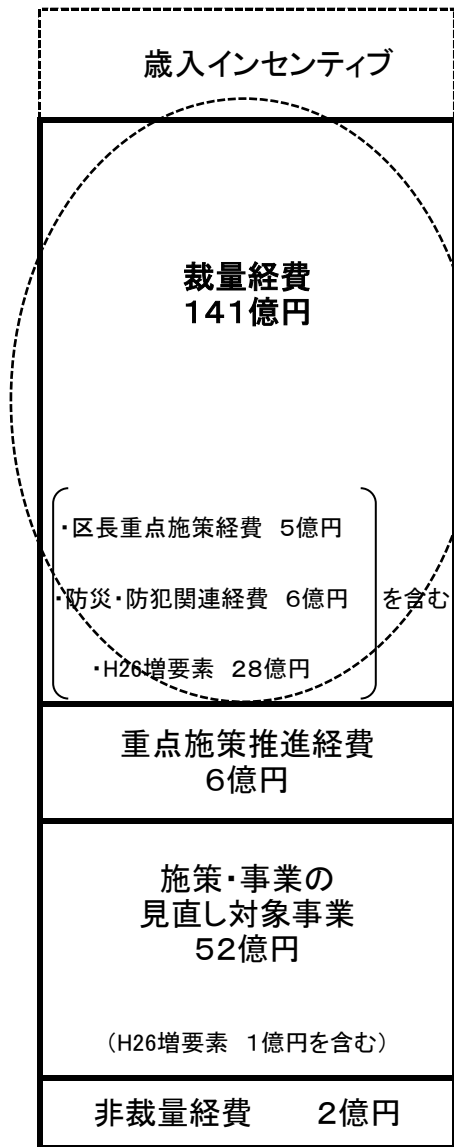
26年度 配分基礎額
(所要一般財源)

※「H26増要素」は、H25局予算もしくは区CM義務的経費にあつたもので、H26において区CM自由経費へ移管されるもの。

26年度 所要一般財源

2 裁量経費の財源配分の考え方

平成26年度

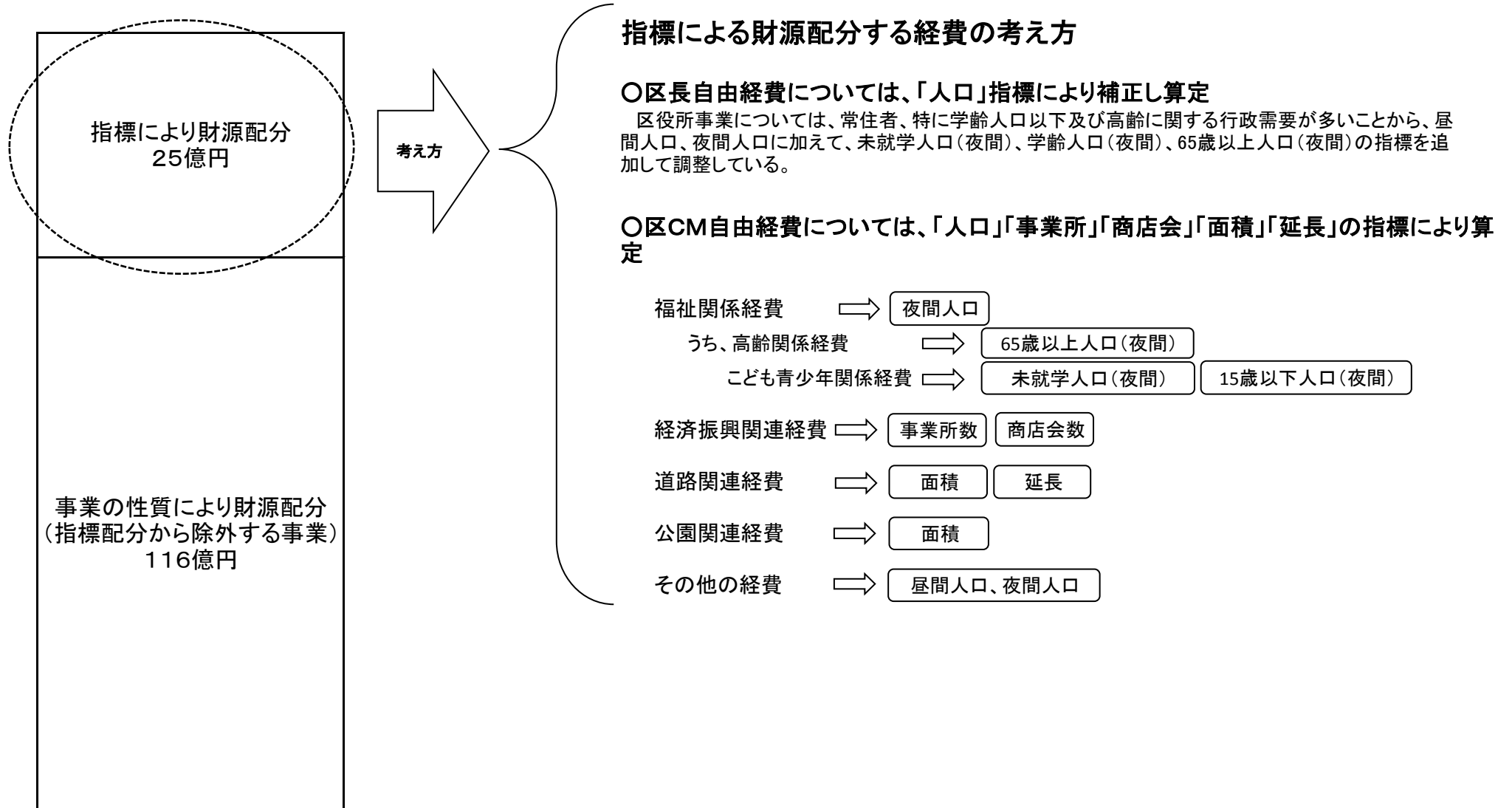


内
訳

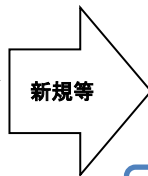
裁量経費の財源配分の考え方

指標による財源配分	(25億円)
区CM自由経費(7億円)及び区長自由経費(18億円) ただし、下記の指標配分から除外する事業以外の事業	
事業の性質により財源配分(指標配分から除外する事業)	(116億円)
○「市政運営の基本的な考え方」により重点的に取り組むべき課題に係る事業	(6億円)
○施設・設備の維持管理関係事業	(51億円)
○これまでの手法のまま継続実施すると区長会議で確認されたもの	(36億円)
・地域との関係において複数年継続して実施することとなっている事業	
・市としての方針等に基づき実施されている事業	
・法令等に基づく事業と関連する事業	
・施設維持と関連する事業 など	
○平成26年度も継続実施するが、予算編成過程で事業手法について全区又は複数区で調整する必要があるため、各区ごとの割り振り額を決定せずにその全額を局に配分する事業	(9億円)
○特別会計繰出金・教育委員会所管事業	(0.1億円)
○各区に均等額配分するもの(平成25年度予算の区長重点施策経費)	(5億円)
○各区一般事務費	(9億円)

3 指標により財源配分する経費の考え方



歳入インセンティブ制度の拡充



歳入確保 ー未利用地の有効活用等ー

区長による未利用地の有効活用や売却についてのインセンティブの拡充

新規

制度区分	現行	変更点
(新たな貸付収入の確保) 土地所在区と土地所管局が合意し、事業または処分するまでの間、暫定的に未利用地を活用した貸付等により税外収入を確保		
貸付料収入を「配分額」に加算するインセンティブの割合	なし 【局に100%】	50% (ただし区の努力が前提) 【局に50%】

見直しの方向性

制度区分	方向性
(売却インセンティブ)	
①売却促進インセンティブ付与年度	土地所在区への売却促進インセンティブについて、売却後に付与(配分)
②努力認定基準	土地所在区への売却促進インセンティブ(※1)は、財産売却代の0%・3%・5%の3段階に区分を見直し、区が局とともに売却に向け努力を行う場合は、区に対する売却促進インセンティブは財産売却代の3%を基本とする。ただし、区の努力が顕著であると認定したときは、財産売却代の5%とする。
③偏在性への対応	土地所在区に加算された売却促進インセンティブ、及び地域還元インセンティブ(※2)の24区への配分方法については、区長会議で見直しができるものとする。

(※1) 現行は0%～5%

(※2) 現行の地域還元インセンティブは1% (土地所在区分として0.5%・全24区分として0.5%)

なお、負のインセンティブは現行どおりとする。